

令和2年8月5日

茨城労働局長

小奈 健男 殿

茨城地方最低賃金審議会

会長 田中



茨城県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年7月3日付け茨労発基0703第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、平成30年10月1日発効の茨城県最低賃金（時間額822円）は平成30年度の茨城県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

茨城県最低賃金

- 1 適用する地域  
茨城県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 851円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

茨城県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 茨城県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 822円
- (3) 発 効 日 平成30年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
平成30年度（住宅扶助の実績値のみ平成30年）
- (3) 生活保護水準  
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の茨城県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（92,088円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づいた上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると茨城県最低賃金が生活保護水準を下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$822 \text{円（茨城県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.818 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 116,862 \text{円}$$

※ 0.818は平成30年度地域別最低賃金額の最低額822円で月173.8時間働いた場合の平成30年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。